

## 退職者の皆様へ

### 退職手当金の支給について(加入期間3年以上)

#### 静岡県の民間社会福祉施設職員の退職手当金について

民間社会福祉施設職員の退職手当は、国の定めた「共済法」による退職手当共済制度(福祉医療機構)と静岡県社会福祉事業共済会の退職手当制度の2階建て構造です。運営団体が異なるため、両方から退職手当が支給される場合でも、振込時期や振込人等が異なります。

#### 静岡県社会福祉事業共済会(共済会)からの退職手当金

- ① 共済会からの退職手当金は、加入期間が3年以上の方に支給されます。
- ② 共済会からの退職手当金は、制度上、共済会から法人へ送金されます。原則として共済会が請求書を受け付けてから1か月程度で法人への送金を行っています。ただし、年度当初に受け付けた請求については、もう少し時間がかかります。
- ③ その後、法人から貴方様への支給となります。
- ④ 支給時期、書類状況等については、法人又は共済会までお問い合わせください。  
なお、支給額については、本会ホームページ 運営規則 別表にて公開しております。

一般財団法人 静岡県社会福祉事業共済会  
〒420-8670 静岡県静岡市葵区駿府町1-70  
TEL：054-254-5243 FAX：054-254-5249

#### 独立行政法人福祉医療機構(機構)からの退職手当金

- ① 「共済法」による退職手当共済制度の退職手当金は、加入期間が1年以上の方に対し、支給されます。
- ② 県共済会からの退職手当金が支給される場合には、県共済会分の退職所得の源泉徴収票を添付して、機構への退職手当金の請求をしてください。
- ③ 「共済法」による退職手当共済制度の退職手当金は、実施主体である機構から貴方様に直接支給されます。全国規模の事務処理を行っている関係から、支給までは相当の時間を要します。(通常3~4か月程度)
- ④ 支給時期、支給額等の詳細は、直接、独立行政法人福祉医療機構共済部宛にお問い合わせください。

独立行政法人福祉医療機構 共済部  
TEL：0570-050-294(ナビダイヤル)